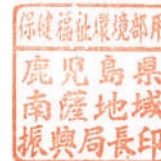


## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 鹿児島県指宿市十二町4224番地  
氏名 株式会社指宿リサイクルセンター  
(法人にあっては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 岩野公志

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

鹿児島県南薩地域振興局長 大山浩昭



許可の年月日 令和 4年 2月22日  
許可の有効年月日 令和 9年 2月21日

## 1 事業の範囲

廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、ゴムくず、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉱さい、ばいじん、紙くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、木くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、繊維くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、動植物性残さ、動物系固形不要物、動物のふん尿

以上18種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）の収集及び運搬（積替え又は保管を含む。）

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）

|               |   |
|---------------|---|
| 所在地           | 鹿児島県指宿市十二町字首尾坂4632番イ号2 外3筆  |
| 産業廃棄物の種類      | 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物に限る。）、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物に限る。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物に限る。） |
| 面積            | 87.68平方メートル   |
| 保管上限          | 61.26立方メートル   |
| 積み上げることができる高さ | 2.0メートル   |

## 3 許可の条件

なし



4 許可の更新又は変更の状況

|      |            |   |
|------|------------|---|
| 新規許可 | 平成19年2月22日 |   |
| 変更届出 | 平成24年1月18日 | 積替保管場所を「鹿児島県指宿市十二町字首尾坂4711番1外3筆」から「鹿児島県指宿市十二町字首尾坂4632番イ号2外3筆」に、面積を「153平方メートル」から「155.92平方メートル」に、保管上限を「81立方メートル」から「101.27立方メートル」に変更   |
| 更新許可 | 平成24年2月22日 |   |
| 変更許可 | 平成28年4月1日  | 取り扱う産業廃棄物の種類の「紙くず、木くず、繊維くず」を「紙くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、木くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、繊維くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）」に変更<br>取り扱う産業廃棄物の種類に「汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、銻さい、ばいじん、動植物性残さ、動物系固形不要物、動物のふん尿」を追加  |
| 変更届出 | 平成28年9月15日 | 法人の代表者を「岩野仁志」から「岩野公志」に変更  |
| 更新許可 | 平成29年2月22日 |   |
| 変更届出 | 平成31年2月4日  | 取り扱う産業廃棄物の種類の「金属くず」を「金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）」に、「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）」を「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。）」に変更<br>積替保管場所「鹿児島県指宿市十二町字首尾坂4632番イ号2外3筆」の積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類の「廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）」を「廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物に限る。）」に、「ゴムくず」を削除、「金属くず」を「金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）」に、「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物に限る。）」を「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物に限る。）」に、面積を「155.92平方メートル」から「72.28平方メートル」に、保管上限を「101.27立方メートル」から「49.84立方メートル」に変更 |
| 変更届出 | 令和3年4月13日  | 積替保管場所「鹿児島県指宿市十二町字首尾坂4632番イ号2外3筆」の面積を「72.28平方メートル」から「87.68平方メートル」に、保管上限を「49.84立方メートル」から「61.26立方メートル」に変更   |
| 更新許可 | 令和4年2月22日  |   |

5 鹿児島市の積替え許可の有無 有・無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無

